

平成23年4月25日
危機管理監室

志賀原子力発電所監視年度計画に基づき採取した
環境試料からの放射性物質の検出について（第4報）

石川県では毎年、志賀原子力発電所周辺監視年度計画を策定し、放射性物質の測定を行っております。

4月21日志賀町で採取したワカメから放射性ヨウ素が検出されました。その値は1.6ベクレル/kgで摂取制限に関する指標値2,000ベクレル/kgの1,250分の1となります。

このワカメを毎日40g食べ続けたとしても、被ばく線量は1年間に0.37マイクロシーベルトであり、レントゲン1回あたりの放射線量60マイクロシーベルトと比べると約160分の1の小さな値となります。

測定された値はきわめて微量であり、人体への影響はありません。

また、年度計画に基づく大気浮遊じんから放射性物質が検出されました。いずれも微量であり、人体への影響はありません。

大気浮遊じん

単位：ミリベクレル/m³

| 採取地点 | 採取期間 | セシウム137 | セシウム134 |
|---------|-----------|---------|---------|
| 志賀町安部屋 | 3/30~4/15 | 0.60 | 0.66 |
| 志賀町福浦港 | 3/30~4/15 | 0.54 | 0.61 |
| 金沢市太陽が丘 | 3/30~4/15 | 0.42 | 0.36 |

これらはいずれも福島第一原子力発電所の事故に由来するものと思われる。

これまでの測定結果についてはホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス：

<http://atom.pref.ishikawa.jp/resource/genan/1F2011/1F20110311.html>)

危機管理監室
TEL 076-225-1465